

政治資金監査に関するQ&A（その6）【追加分】

番号	ご質問	回答
政治資金監査に関すること		
84	<p>国会議員関係政治団体の会計帳簿又は収支報告書の作成業務を受託している者が登録政治資金監査人である場合、この登録政治資金監査人は、当該団体の政治資金監査を行うことはできるのか。</p>	<p>お尋ねの場合は、政治資金規正法上の業務制限には該当しませんが、受託業務により会計帳簿又は収支報告書の記載をした者は「会計責任者の職務を補佐する者」（政治資金規正法第9条第1項、第12条第1項）に該当し、政治資金監査報告書だけではなく、会計帳簿又は収支報告書に記載すべき事項の記載をせず又は虚偽の記載をした場合にも、法律で罰せられます。</p> <p>また、会計責任者の職務を補佐する者が、会計責任者等に対するヒアリングに同席し、登録政治資金監査人からの質問に回答することは差し支えないものであることと政治資金監査マニュアルに記載されておりますが、お尋ねの場合は、同一人であるため不適當です。</p> <p>なお、国会議員関係政治団体が本件業務の対価として1万円を超える金額を支払った場合、その者の氏名（及び支出の目的等）は収支報告書において明らかとなり、政治資金監査を行った登録政治資金監査人の氏名は政治資金監査報告書において明らかになります。</p>